公告第６－21 号

鉄道弘済会健康保険組合規約及び規程の一部を改正したので公告する。

令和７年３月３日
鉄道弘済会健康保険組合
理 事 長　　下 村 直 樹

１．事業所の消滅に伴う規約の改正

（1）改正理由　　令和７年４月１日付で株式会社 JR 東日本クロスステーション（存続会社）が株式会社東京ステーション・サービスを吸収合併します。また、株式会社東京ステーション・サービスの警備事業等一部の事業を分割し、株式会社エヌアールイーサービス が承継します。以上の理由で株式会社東京ステーション・サービスが消滅することから、当該の事業所の名称と所在地を削除するため。

（2）施行年月日　令和７年４月１日

（3）内容(改正)

別表（第４条）

名　　称	所　　在　　地
公益財団法人鉄道弘済会 鉄道弘済会健康保険組合 鉄道弘済会労働組合	東京都文京区小石川一丁目１番１号 東京都文京区小石川一丁目１番１号 東京都文京区小石川一丁目１番１号
ＪＲ北海道フレッシュキヨスク株式会社 北海道ＫＩＯＳＫ労働組合	北海道札幌市中央区北二条西一丁目１番地１ 北海道札幌市中央区北二条西一丁目１番地１
株式会社ＪＲ東日本クロスステーション **株式会社東京ステーション・サービス** ＪＲ東日本クロスステーション労働組合	渋谷区千駄ヶ谷五丁目33番8号サウスゲート新宿ビル６階 **東京都台東区東上野三丁目21番９号　グリーンガーデン上野２階** 東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目９番２号
四国キヨスク株式会社 四国ＫＩＯＳＫ労働組合	香川県高松市西の丸町12番12号 香川県高松市西の丸町12番12号
ＪＲ九州リテール株式会社 ＪＲ九州リテール労働組合	福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目１番14号 福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目２番５号日の出ビル201号

の表を

名　　称	所　　在　　地
公益財団法人鉄道弘済会 鉄道弘済会健康保険組合 鉄道弘済会労働組合	東京都文京区小石川一丁目１番１号 東京都文京区小石川一丁目１番１号 東京都文京区小石川一丁目１番１号
ＪＲ北海道フレッシュキヨスク株式会社 北海道ＫＩＯＳＫ労働組合	北海道札幌市中央区北二条西一丁目１番地１ 北海道札幌市中央区北二条西一丁目１番地１
株式会社ＪＲ東日本クロスステーション ＪＲ東日本クロスステーション労働組合	渋谷区千駄ヶ谷五丁目33番8号サウスゲート新宿ビル６階 東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目９番２号
四国キヨスク株式会社 四国ＫＩＯＳＫ労働組合	香川県高松市西の丸町12番12号 香川県高松市西の丸町12番12号
ＪＲ九州リテール株式会社 ＪＲ九州リテール労働組合	福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目１番14号 福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目２番５号日の出ビル201号

に改める。

（附則）

この規約は、令和７年４月１日から施行する。

2. 被保険者証の廃止に伴う規程の改正(廃止)

(1)改正理由　　令和 6 年 12 月 2 日の被保険者証の新規発行終了及び令和 7 年 12 月 2 日の経過措置終了に伴い、被保険者証に関する規程について変更等が生じるため。

(2)施行年月日　令和 7 年 12 月 2 日

(3)内容(廃止)

・被保険者証管理規程

改正	現行
(削除)	○被保険者証管理規程 平成 23 年 3 月 28 日 弘健発第 105 号 改正　平成 27 年 8 月 1 日 (目的) 第 1 条　この規程は、鉄道弘済会健康保険組合（以下「組合」という。）における健康保険被保険者証（被扶養者用を含む。以下「被保険者証」という。）の管理についての基準を定め、被保険者証の適正な管理を図ることを目的とする。 (保管責任者) 第 2 条　被保険者証の保管責任者は、常務理事とする。 (保管方法) 第 3 条　被保険者証は、錠のかかる書庫等に納め厳重に保管するものとする。 (受入れ及び払出し) 第 4 条　被保険者証を受入れたとき、または交付したときは、その年月日及び数量を受払簿（別紙）へ記録し、その取扱いを明確にするものとする。 (無効証及び廃棄処分) 第 5 条　健康保険被保険者資格喪失等の事由により返納された被保険者証または書損となった被保険者証等は裁断を行った後、廃棄するものとする。 2　被保険者証の廃棄は、常務理事の決裁を経て処分するものとする。 (交付された被保険者証の保管及び取扱い) 第 6 条　被保険者証を交付された者は、善良な管理者の注意義務をもって、適切な使用と保管に努めなければならない。 2　被保険者証の紛失が判明した場合は、すみやかに「被保険者証滅失届」にて組合に届け出なければならない。 3　被扶養者の就職や収入超過等により資格喪失が判明した場合は、「健康保険被扶養者（異動）届」を提出するとともに、すみやかに被保険者証を組合に返納しなければならない。 (再交付手数料) 第 7 条　被保険者証の滅失、き損等により再交付を求められた場合、被保険者から再交付手数料として、被保険者証 1 枚につき 1,000 円を徴収する。 2　再交付の理由が、天災・火災・盗難・転居による住所余白がなくなった等、やむを得ない事由と常務理事が判断した場合は、再交付手数料は徴収しないこととする。 (資格喪失後の医療費等の返還) 第 8 条　被保険者の退職や被扶養者削除等による資格喪失後に被保険者証の使用が判明した場合、当該する被保険者は退職日や扶養削除日に遡及して、その間に発生した医療費及び給付金の全額を組合の請求に基づき返還しなければならない。 (規程の変更) 第 9 条　この規程に定めのない事項、及びこの規程の変更は組合会の議決によらなければならない。 附　則 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。 この規程は、令和 7 年 12 月 2 日に廃止する。